

新型コロナ対応ウエディング応援事業補助金交付申請等に係るQ & A

<結婚式等に要した経費>

Q 1 県外業者の貸衣装を利用し、県内の会場で結婚式・披露宴を実施した場合、貸衣装代は対象となるのか。

県外業者を利用した貸衣装代は、対象外となります。

Q 2 レストランウエディングのような、結婚式場以外で行う場合は対象となるのか。

対象となります。ただし、飲食代は対象外経費となります。

Q 3 自宅からのオンライン配信は対象となるのか。

対象となります。その場合、対象経費は配信時に使用した貸衣装代やオンライン配信に必要なWebカメラ等の機器のレンタル代等が想定されます。

Q 4 自宅で行う結婚式は対象となるのか。

対象となります。その場合、対象経費は貸衣装代、着付け代、写真代等が想定されます。

Q 5 神前式のみも対象となるのか。

対象となります。なお、申請書提出の際は「挙式料」等として、結婚式等の実施に直接必要な経費である旨が分かる領収書・明細書の添付が必要となります。

Q 6 結婚式・披露宴の二次会も対象になるのか。

一次会としての結婚式・披露宴が行われているため、二次会は対象外となります。

Q 7 衣装は結婚式・披露宴で使用するものだが、なぜ衣装購入費を対象外とするのか。

購入した衣装は、再利用や転売等目的外での利用が可能となるため、対象外となります。

Q 8 ヘアカットやブライダルエステは対象となるのか。

結婚式等の実施に直接必要な当日のヘアメイク等については対象となりますが、結婚式等に向けた準備として事前に実施するヘアカットやブライダルエステについては対象とはなりません。

Q 9 招待している親族や友人の着付け料は対象となるのか。

対象となりません。カップルの着付け料のみが対象となります。

Q 10 挙式・披露宴を実施せず、写真撮影のみの場合は対象となるのか。

感染対策を実施している写真館や結婚式場等でプロのカメラマンが撮影する前撮りや当日写真、親族集合写真は対象となります。なお、写真館等を利用せず、カップルが自前で撮影する記念写真や友人・親族等が撮影したスナップ写真は対象外となります。

Q 1 1 料金設定がパックプランとなっており、対象経費を算出できない場合はどのようにすればよいか。

パックプラン料金の場合、対象経費の算定が困難であるため、一律2分の1を乗じた額を対象経費として扱うこととします。

Q 1 2 オプションで追加した経費は対象となるのか。

補助対象経費であれば対象となります。当該経費がオプションか否かは問いません。

Q 1 3 結婚式・披露宴のプロデュース料は対象となるのか。

対象となります。

<添付書類：領収書及び明細書等の写し>

Q 1 4 複数回に分けて支払いを行った場合、全ての領収書の写しの添付が必要となるのか。

補助額の上限は10万円であるため、補助対象経費が20万円を超えていることが確認できる領収書・明細書の添付があれば構いません。ただし、結婚式当日の実施状況により、精算に伴う返金等があった場合は、最終的な経費（支払額）が確認できる書類を添付してください。

なお、補助対象経費が20万円未満の場合は、提出された領収書・明細書に基づき補助額を決定することとなります。

Q 1 5 領収書がないが、どうすればよいか。

結婚式場等事業者を支払ったことが分かる資料（振込明細書、クレジットカードの利用明細書、振込みしたことがわかる画面の印刷等）を添付してください。

<添付書類：感染防止対策証明書>

Q 1 6 感染防止対策証明書は、結婚式場等事業者の押印が必要となるのか。

押印は不要です。

Q 1 7 結婚式等を実施した際に直接担当した方が現在いない場合、担当者名はどのように記入すればよいか。

結婚式等がガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施したことを証明できる結婚式場等事業者の方であれば、どなたでもかまいません。